

| 陳情番号 | 件名 |
|-------|-----------------------------|
| 第1号 | 相模原市人権尊重のまちづくり条例案に関することについて |
| 受理年月日 | |
| 6.2.7 | |

陳情の趣旨

【陳情の趣旨】

相模原市人権尊重のまちづくり条例案を、3月定例会議で議決しないよう陳情致します。

【陳情の理由】

私たちは、どんなに重度のしょうがいがあっても地域で当たり前！をスローガンに活動しています。全国のしょうがいしゃからのさまざまな相談に、当事者とともに取り組み、行政との話し合いなどを通して問題の解決を図ってきました。

今回の条例制定について、深く考えなくてはいけないことがあります。

2016年7月26日、しょうがいしゃ施設「津久井やまゆり園」で、しょうがいしゃ45人が殺傷された「事件」を踏まえ、二度とこのようなことが生じないよう条例作りが目指されてきました。

3年をかけ揉んできた相模原市人権施策審議会の答申には、条例に、しょうがいはもちろん「人種、民族、国籍、性的指向、性自認、出身」を理由とする差別を禁止する内容を盛り込むべし、とされていました。が、昨年11月に市が公表した条例案骨子では、条例が保護する対象を外国ルーツの人々に絞ってしまいました。また、答申は「やまゆり園事件」を「不当な差別的思考にもとづくヘイトクライム」と位置づけましたが、この表現も却下。ヘイトクライムにあった人々の救済機関を第三者機関として設置することも見送り――。

何よりも驚いたのは、市が昨年11月の会見の席で、「事件」を立法事実としない、「事件」は条例を制定するに当たっての「背景の一つ」である（でしかない）、と断言したこと。この期に及んでこの言い方はありません。市は「事件」から目を背けている、と言われても仕方がないのです。

人権施策審議会の答申の通りに条例案がまとめられれば、あらゆる差別が解消するというわけではもちろんありません。

「事件」は、紛れもなくしょうがいしゃ虐待・虐殺事件です。なぜこのようなことが起きてしまったのか、しょうがいしゃ施策に即して考えてみます。

しょうがいしゃは、就学時健康診断により特別支援学級（学校）に通うよう仕向けられます。けんぜんしゃから切り離されてしまうのです。分離教育に加え隔離収容も問題です。施設、精神科病院に死ぬまで閉じ込められるしょうがいしゃも少なくありません。

分離教育、隔離収容を始め差別に基づく施策がさらなる差別を生み「事件」を引き起こしたとの自己批判こそが、相模原市には問われているのです（「特別支援教育の中止」「脱施設化」「精神科病院への強制入院の廃止」、これらはいずれも国連障害者権利委員会の対日勧告にはっきりと記されています）。

「事件」と向き合いこれを立法事実としない限り、「事件」を主体的に総括することも条例案に反映させることもできないのは当然です。

以上の理由から、市は、私たちしょうがいしゃの声を聞き、一から条例案を練り直すべきです。相模原市人権尊重のまちづくり条例案を、3月定例会議で議決しないよう陳情致します。

| 陳情番号 | 件名 |
|-------|--|
| 第2号 | 「行財政構造改革プラン」 “市重度障害者等福祉手当廃止案” の撤回を求める件に関する件について |
| 受理年月日 | |
| 6.2.9 | |

陳情の趣旨

陳情

「相模原市行財政構造改革プラン」の社会扶助費削減（市重度障害者等福祉手当廃止案）の件ですが、この廃止案が議会で承認されてしまいますと、この障害者手当を頼りに生活している障がい者は、経済的に大きな打撃を受けるだけでなく精神的にも大きなショックを受けることになり、生活が壊されてしまう方もおられます。この障がい者にとって“死活問題”とも言える「市重度障害者等福祉手当」廃止案を否決していただき、私たちの生活をお守り下さいますよう陳情いたします。

陳情の理由

- ① 昨今の急激な物価高の中、生活保護や障害者年金はほとんど増額されていません。そこで政府は低所得者を中心に複数回給付金を出し国民の生活を守っています。障がい者の収入は、生活保護、障害者年金、作業所工賃、家族の支援、低賃金での就労など、ほとんどの方が低所得者です。このタイミングでの障害者手当廃止は、給付金支給との政策的整合性もなく、政治的判断として適切ではないと考えます。
- ② 障がい者団体との意見交換会の場で役所の方は「障害者手当が無くなっても生活が立ち行かなる障がい者の方はいません」と答えられました。しかし全ての障がい者ではありませんが、手当が無くなったら生活が壊される“死活問題”と言える方は確かにおられます。市は障がい者の生活実態を十分に把握しないまま廃止案を打ち出したと考えます。
- ③ 市内の障がい者で、障害者手当廃止案を知っているのは、障がい者団体役員や会員の一部で、9割以上の障がい者は知りません。役所の方は廃止が決まった後の「令和6年6、7月に支給対象者に通知します」と言われました。障がい者の生活に大きな影響を与える障害者手当廃止を、9割以上の障がい者が知らない間に決めて、その後公表するというのは「障害者権利条約」の大原則「私たち抜きに私たちのことを決めないで」にも、神奈川県「当事者目線の障害福祉施策」にも相反すると考えます。
- ④ 役所の方は「障害者手当廃止の代わり^に障害福祉の基盤整備をします」と言われます。基盤整備は将来的に重要な施策だと理解できますが、手当廃止で減った収入の穴埋めとはなりません。“基盤整備”は”障害者手当廃止”の代わりにはなりません。
- ⑤ 昨年市内で自殺された方125名。自殺予備軍というのは、少なくとも100倍はいると言われます。また自殺に精神疾患が関係していることが多いこともよく言われます。確かに障害者手当廃止という理由だけで自殺する方はいないかもしれませんが、しかし障害者手当廃止で年間60,000円（重度の方）の収入減という精神的ショックが、自殺志向のある方の“引き金”になり得るのではないかと大変危惧しております。

以上5つの理由から、市重度障害者等福祉手当廃止案の撤回を求めます。本村市長は「誰も取り残さない」と全ての相模原市民のために市政を行うとおっしゃられました。それならば、私たち障がい者も取り残さないで下さい。私たちの生活を壊さないで下さい。心からお願い申し上げます。